

守口市介護予防・日常生活支援総合事業における指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び守口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和6年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）の例による。

- （1） 指定訪問型サービス（介護予防従前相当） 事業者が指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所において行う訪問型サービス（介護予防従前相当）をいう。
- （2） 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供する事業をいう。
- （3） 事業者 実施要綱第7条の規定により、市長から訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供する事業を行う者として指定を受けた者をいう。
- （4） 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所 事業者が指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を行う事業所をいう。

（指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の一般原則）

第3条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（基本方針）

第4条 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第5条 事業者が指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。

2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業及び指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型サービス（介護予防従前相当）又は指定訪問介護を利用する者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）で定める厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者であって、専ら指定訪問型サービス（介護予防従前相当）に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に支障

がない場合は、同一敷地内にある指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）又は指定訪問型サービスA（緩和型）事業所（守口市介護予防・日常生活支援総合事業における指定訪問型サービスA（緩和型）事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和6年4月1日制定）第2条第○号に規定する指定訪問型サービスA（緩和型）事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業及び指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

すことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第9条 事業者は、正当な理由なく指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 事業者は、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の通常の事業の実施地域（当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業を委託された事業者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は事業対象者に該当するか否か及びこれらの有効期間（以下「有効期間」という。）を確かめるものとする。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第12条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者に該当することの確認を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1に定める基本チェックリストの実施（以下「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）が利用者に対して行われて

いない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請又は要支援認定の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携）

第14条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第15条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第16条 事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）に沿った指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供した際には、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供日及び内容、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供した際には、その利用者から実施要綱第15条第1項に規定する利用料の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）に係る実施要綱第12条第1項に規定する額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型サービス（介護予防従前相当）に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の基本取扱方針)

第22条 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の具体的取扱方針)

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、次条第1項に規定する個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (2) 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

- (4) 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

（個別計画の作成）

第24条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定訪問型サービス（介護予防従前相当）個別サービス計画（以下「個別計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業を委託された事業者に報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業を委託された事業者に報告しなければならない。
- 7 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第6項までの規定は、前項に規定する個別計画の変更について準用する。

（同居家族及び別居親族に対するサービス提供の禁止）

第25条 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供をさせてはならない。

- 2 事業者は、訪問介護員等に、その別居の親族（配偶者、3親等内の血族又は3親等内の姻族をいう。）である利用者に対

する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第26条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

（2） 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第27条 訪問介護員等は、現に指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第28条 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第24条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の利用の申込みに係る調整をすること。

（2） 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

（3） 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

（4） サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。

- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- （運営規程）

第29条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業者及び指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の概要（名称、所在地、連絡先等）
- (2) 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の目的及び運営の方針
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 営業日及び営業時間
- (5) 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 利用料の請求方法及び支払方法
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 衛生管理
- (11) 秘密保持及び個人情報の保護
- (12) 苦情処理の体制及び手順並びに苦情相談の窓口及び連絡先
- (13) 事故発生時の対応（賠償すべき事故が発生した場合には賠償を行う旨並びに加入している賠償責任保険の保険会社名、保険の名称及び補償の概要を含む。）
- (14) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第30条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第31条 事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供できるよう、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の訪問介護員等によって指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供しなければならない。

3 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、適切な指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業者は、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（揭示）

第３４条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（秘密保持等）

第３５条 指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第３６条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第37条 事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の介護支援専門員又は利用者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第38条 事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第39条 事業者は、提供した指定訪問型サービス（介護予防従前相当）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した指定訪問型サービス（介護予防従前相当）に関し、法第115条の45の7の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め、従業者等に対する出頭の求め又は市職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第40条 事業者は、その指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型サービス（介護予防従前相当）に関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第41条 事業者は、利用者に対する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第42条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第43条 事業者は、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 事業者は、利用者に対する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る訪問型サービス（介護予防従前相当）を提供した日（第1号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第2号に掲げる記録にあっては当該提供したサービスに係る第1号事業支給費の支払を受けた日、第3号に掲げる記録にあっては

ては当該通知の日) から5年間保存しなければならない。

- (1) 個別計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第26条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(電磁的記録等)

第45条 事業者及び指定訪問型サービス(介護予防従前相当)の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条及び次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 事業者及び指定訪問型サービス(介護予防従前相当)の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定訪問型サービス(介護予防従前相当)の提供に当たっての留意点)

第46条 指定訪問型サービス(介護予防従前相当)の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント(守口市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(令和6年4月1日制定)第39条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、指定訪問型サービス(介護予防従前相当)の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(事業の廃止又は休止時の利用者への便宜の提供)

第47条 事業者は、実施要綱第10条に規定する指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に指定訪問型サービス（介護予防従前相当）を受けていた者であって、当該指定訪問型サービス（介護予防従前相当）事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該訪問型サービス（介護予防従前相当）に相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な指定訪問型サービス（介護予防従前相当）等が継続的に提供されるよう、介護予防サービス計画等を作成する指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業を委託された事業者、他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(委任)

第48条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、指定訪問型サービス（介護予防従前相当）主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。